

新県立体育館 P F I 導入可能性調査業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県が実施する「新県立体育館 P F I 導入可能性調査業務」の委託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1) 業務名 新県立体育館 P F I 導入可能性調査業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和 5 年 9 月 2 9 日（金）まで
- (3) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (4) 契約上限額 1 5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む）

2 実施スケジュール

- (1) 実施要領の公開 令和 5 年 1 月 3 0 日（月）
- (2) 質問書の提出期限 令和 5 年 2 月 3 日（金）午後 5 時
- (3) 上記質問に対する回答の掲示 令和 5 年 2 月 1 0 日（金）
- (4) 参加資格確認申請書等の提出期限 令和 5 年 2 月 1 7 日（金）午後 5 時
- (5) 参加資格確認結果の通知 令和 5 年 2 月 2 2 日（水）
- (6) 企画提案書等の提出期限 令和 5 年 3 月 3 日（金）午後 5 時
- (7) プレゼンテーション審査 令和 5 年 3 月 1 4 日（火）
- (8) 審査結果の通知 令和 5 年 3 月 1 5 日（水）
- (9) 契約締結 令和 5 年 3 月中

3 参加資格

本企画提案競技への参加者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 5 5 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 秋田県暴力団排除条例（平成 2 3 年秋田県条例第 2 9 条）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 参加資格確認申請書等の提出期限から審査結果の通知日までの間に秋田県建設工事入札制度実施要綱による指名停止の期間がないこと。
- (5) 平成 2 9 年度以降に、地方公共団体が発注する屋内体育施設の整備に係る類似の業務を受託した実績があること。

4 参加資格の確認

企画提案競技に参加しようとする者は、次により申請し、参加資格の確認を受けるものとする。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案競技参加資格確認申請書（様式 1） 1 部
 - ② 参加者の会社概要及び上記 3（5）に示す業務受託実績（様式 2） 1 部

- (2) 提出期限
令和5年2月17日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出先
秋田県観光文化スポーツ部 スポーツ振興課 新体育館整備班
- (4) 提出方法
持参又は郵送による。持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に、郵送の場合は、書留で提出すること。
- (5) 確認結果
令和5年2月22日（水）に、電子メールにより通知する。
- (6) 参加資格の喪失及び辞退
- ①参加資格確認後に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、参加資格を喪失する。
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消す。
 - ③参加資格確認後に参加を辞退する場合は、企画提案競技参加辞退届（様式3）を提出する。
- (7) 参加が認められなかった場合の説明
- ①参加資格確認の結果、参加が認められなかった者は、秋田県に対して書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
ア) 提出期限：令和5年2月24日（金）午後5時（必着）
イ) 提出先：秋田県観光文化スポーツ部 スポーツ振興課 新体育館整備班
ウ) 提出方法：電子メールによる。
 - ②県は、書面を受理した日から7日以内に、説明を求めた者に対して書面によりその理由を説明する。

5 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
- ①企画提案競技参加申込書（様式4） 1部
 - ②企画提案書（任意様式） 正本1部、副本4部
ア) 別添仕様書及び評価表の内容に基づき、作成する。
イ) 企画提案書は、原則としてA4判、横書き、枚数は15ページ以内（表・裏表紙除く）とする。なお、横向き・縦向きは参加者の任意とする。
ウ) 委託業務を実施するために必要な経費（消費税及び地方消費税を含む）とその積算内訳が分かる見積書を提示すること（見積書は上記イの枚数に含めない）。なお、見積額が契約上限額を上回る場合は、審査の対象としない。
 - ③「女性の活躍推進」に関する取組を評価する資料（該当者のみ） 1部
ア) 労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
イ) 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定（※1）通知書の写し
ウ) 法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）に関する認定通知書の写し

エ) 秋田県知事表彰(※2)の受賞に関する表彰状の写し(写真可)

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。

※2 「秋田県知事表彰」は、「女性の活躍推進企業表彰」、「子ども・子育て支援知事表彰」、「男女共同参画社会づくり表彰」とする。

- (2) 提出期限
令和5年3月3日(金)午後5時(必着)
- (3) 提出先
秋田県観光文化スポーツ部 スポーツ振興課 新体育館整備班
- (4) 提出方法
持参又は郵送による。持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に、郵送の場合は、書留で提出すること。
- (5) 留意事項
 - ①仕様書に記載した業務内容のほか、調査・検討項目を追加提案することは可能とする。その場合は当該提案を追加する理由を記載すること。
 - ②提出できる企画提案書等は、1参加者につき1案とする。
 - ③提出期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。
 - ④県が企画提案書等を受理した後は、これを書換え又は撤回することはできない。

6 実施要領及び仕様書に関する質疑応答

- (1) 提出書類
実施要領等に関する質問書(様式5)
- (2) 提出期限
令和5年2月3日(金)午後5時(必着)
- (3) 提出先
秋田県観光文化スポーツ部 スポーツ振興課 新体育館整備班
- (4) 提出方法
電子メールによる。
- (5) 回答方法
質問者に対し電子メールで随時回答するほか、令和5年2月10日(金)に質問及び回答の内容を秋田県公式サイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」及び「観光文化スポーツ部スポーツ振興課」に掲載する(質問者名は掲載しない)。

7 企画提案競技の審査と委託候補者の選定

- (1) 評価基準
別添評価表のとおり
- (2) プレゼンテーション審査の実施
企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーション審査を実施する。

- ①日程 令和5年3月14日（火）
- ②実施方法 ウェブ会議システム（Zoom）による。
- ③実施時間 1事業者30分以内
（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）

詳細については、参加資格が認められた参加者へ電子メールにより通知する。
なお、参加者が1事業者の場合であっても本企画提案競技は実施することとする。

（3）審査方法

- ①企画提案競技審査委員会の委員が提案内容について審査し、別添評価表に基づき採点を行う。各委員の採点の合計点数が最も高い者を委託候補者として選定する。
- ②合計点数が同一の参加者が複数いた場合には、評価表のうち「全体評価」の区分の評価点が高い参加者を委託候補者とする。それでも差がつかない場合は、評価表のうち「見積額」の評価係数が高い参加者を選定する。
- ③上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には委託候補者として選定しない。

（4）審査対象からの除外

次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。

- ①企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- ②関係者に対する工作等の不当な活動を行ったと認められる場合
- ③本要領に定めた提出方法等の条件を充足しない場合

（5）審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和5年3月15日（水）に参加者に対し書面により通知するほか、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」及び「観光文化スポーツ部スポーツ振興課」に掲載する。

8 契約の方法

- （1）7により選定された委託候補者と予定価格の範囲内で単独随意契約を締結する。
- （2）選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- （3）受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項に基づき、契約額の100分の10以上に相当する額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第178条の規定に該当する場合は、この保証金の納付を免除する。
- （4）委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、その選定を取り消し、審査委員会において次点となった参加者と契約内容について協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

9 公正な企画提案競技の確保

- （1）参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 参加者は、本企画提案競技に参加するに当たって、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

10 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 書類の作成・提出に要する経費は、参加者の負担とする。

- (6) 本企画提案競技に参加するに当たって得られた情報について、参加者は守秘義務を負うものとする。

11 問合せ及び各種書類の提出先

秋田県観光文化スポーツ部 スポーツ振興課 新体育館整備班

住所：〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号

電話：018-860-1246

電子メール：sports@pref.akita.lg.jp